

別記様式

警備業・探偵業行政処分票

被 処 分 者	認定証・探偵業届出証明書番号	奈良県公安委員会 第64000330号
	氏名又は名称	株式会社YAMATOセキュリティ
	代表者の氏名	三浦 正子
	主たる営業所の所在地	奈良県桜井市三輪992番地の15
	処分に係る営業所等の名称及び所在地	株式会社YAMATOセキュリティ 奈良県桜井市三輪992番地の15
処分年月日	令和4年2月24日	
処分内容	指示（警備業法第48条）	
処分理由 根拠法令	立入検査を実施したところ、代表者及び役員の住所 変更に関する変更届出義務違反が判明したもの。 警備業法第11条第1項（変更の届出）	
処分を行った公安委員会	奈良県公安委員会	

注1）処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従事者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。